

国民健康保険葬祭費の申請について

戸田市の国保加入者がお亡くなりになったときは、葬祭費として、葬祭を行った人に対して下記の金額が支給されます。

なお、戸田市の国保に加入する前に他の健康保険に加入しており、資格を喪失してから3ヶ月以内の死亡については、前に加入していた健康保険から支給される場合があります。その場合は戸田市の国保からは支給されません。

また、申請の時効は葬祭を行った日の翌日から2年となっておりますのでご注意ください。

記

支給額

平成27年3月31日以前に死亡した場合・・・80,000円

平成27年4月1日以降に死亡した場合・・・50,000円

申請日が平成27年4月1日以降であっても、死亡した日が平成27年3月31日以前であれば80,000円が支給されます。

提出書類

国民健康保険葬祭費支給申請書

口座振込依頼書（葬祭費用）

葬儀の領収書（写し）

領収書の宛名について

領収書の宛名と葬祭費支給申請書の「申請人」は必ず同一人としてください。

ただし、領収書の宛名が「 家様」となっている場合は、同一の氏の親族の方であれば申請可能です。

申請書の提出先

戸田市役所 保険年金課 国保給付担当（8番窓口）

美笹支所

戸田公園駅前出張所

【お問い合わせ】 保険年金課 TEL 048(441)1800（内線212、278）